

質問第八六号

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月四日

山本 太郎

参議院議長 関 口 昌 一 殿

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラの目的及び映像データの共有について、私の事務所からの問合せに対し、防衛省から令和七年三月十八日、以下のとおり回答があった。

「普天間第二小学校に設置したカメラについては、平成二十九年十二月十三日に普天間第二小学校のグラウンドに普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターの窓枠が落下する事故が発生したことを受け、学校関係者の不安払拭の観点から同小学校の関係者から要望があったため、平成三十年一月にカメラを設置（四か所）したものである。カメラの映像については、常時、学校関係者と共有しているところである。」

この回答について、以下質問する。

一 「学校関係者」とは具体的に誰を指しているか示されたい。また、保護者は「学校関係者」に含まれるか示されたい。

二 共有の対象を「学校関係者」に限定し、一般市民に共有しない理由を示されたい。

三 「学校関係者」と映像データを「共有している」理由及びその目的を示されたい。

四 前記「カメラの映像については、常時、学校関係者と共有している」について、共有の方法及び頻度を示されたい。

五 カメラの映像に関して、学校関係者と防衛省との間で協議の機会を設けているか示されたい。また、協議の頻度を示されたい。

六 共有したカメラの映像を基に、学校の騒音環境や安全環境について改善要請は出されているか示されたい。改善要請が出されている場合、当該要請に基づき政府として実施した対策はあるか示されたい。改善要請が出されているにもかかわらず、学校の環境改善に関わる対策を行っていない場合、その理由を示されたい。

七 米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数は、カメラ設置当初の年度と令和六年度を比較して何割減っているか示されたい。

八 防衛省は、カメラの映像を基に、米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数を計測しているか示されたい。計測していない場合、その理由を示されたい。

九 米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数が減っていない場合、飛行回数の削減や飛行経路の

変更等につながる効果的な対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。